

千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢化が進む住宅団地の活性化を図るため、新婚世帯又はパートナーシップ宣誓をしたカップル、子育て世帯の団地への住替えに係る住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を、予算の範囲内で補助するものとし、その補助について、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚等世帯 ア又はイのいずれかに該当する世帯をいう。

ア 令和7年1月1日から令和8年2月27日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。

イ 令和7年1月1日から令和8年2月27日までの間に千葉市又は「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結している地方公共団体にパートナーシップ宣誓をしたカップル。

(2) 子育て世帯 小学生以下の子ども（出産予定の子どもを含む。）がいる世帯をいう。

(3) 住居費 次のいずれかに該当する費用をいう。

ア 中古住宅を取得する際に要した費用のうち、建物の購入費。

イ 住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料（賃料及び共益費については転居日（令和7年3月31日以前に転居した場合は令和7年4月1日）から令和8年2月27日までに係る費用）とする。ただし、新婚等世帯にあっては、婚姻又はパートナーシップ宣誓（以下、「婚姻等」という。）を機に夫婦又はカップル（以下「夫婦等」という。）の一方が婚姻等の前から賃借している住居にもう一方が入居する場合や、婚姻等の前から夫婦等が同居している住居の場合、次のいずれかに該当する費用を対象とする。

(ア) 夫婦等の一方が婚姻等の前から賃借していた住居の場合、婚姻等を契機とした同居開始後に生じた費用（婚姻等の前に生じた費用は、契約書等で婚姻等を前提に同居していることがわかる場合に限る。）

(イ) 婚姻等の前から夫婦等が同居している住居の場合、婚姻等の後に生じた費用

(ウ) 婚姻等を機に新たに住居を賃借する場合、同居開始日から生じた費用（婚姻等の前に生じた費用は、契約書等で婚姻等を前提に同居していることがわかる場合に限る。）

- (4) 引越費用 団地への住替えに伴い中古住宅又は賃借する住居に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。ただし、引越業者や運送業者発行の領収書の名義は世帯員のいずれかとし、引越費用であることが確認できない費目（不用品の処分費用等）は除く。
- (5) リフォーム費用 団地への住替えに伴い住居をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、リフォーム工事の契約名義人は世帯員のいずれかとし、リフォーム費用であることが確認できない品目（倉庫・車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用）は除く。
- (6) 高経年住宅団地 「ちば・まち・ビジョン（立地適正化計画）」に規定する居住促進区域（居住誘導区域）内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた住宅団地・地区のうち、別紙に示すものをいう。
- (7) 中古住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する「新築住宅」に該当しないもの。
- (8) 転居日 住民票における「住民となった年月日」をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚等世帯及び子育て世帯は、第1号から第7号に該当し、かつ、子育て世帯にあっては第8号、新婚等世帯にあっては第9号に該当する世帯とする。

- (1) 高経年住宅団地以外から高経年住宅団地へ転居しており、住居の契約名義人が世帯全員のいずれかであること。ただし、新婚等世帯にあっては、夫婦等の双方又はいずれかが、婚姻等を機に（婚姻等前から1年以内を含む。）高経年住宅団地以外から高経年住宅団地へ転居していること。
- (2) 申請時に世帯全員の住民票の住所が入居対象となる住居の住所となっており、かつ申請日より2年以上継続して居住する意思があること。
- (3) 世帯に外国人住民を含む場合にあっては、永住者の在留資格又は申請時における残りの在留期間を2年以上有していること。
- (4) 過去にこの制度、千葉市三世代同居・近居支援事業、千葉市結婚新生活支援事業及び千葉市子育て世帯住替え支援事業に基づく補助を受けたことがないこと。
- (5) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (7) 本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。
- (8) 転居日が令和7年3月1日から令和8年2月27日の間であること。

(9) 婚姻等時に、夫婦等双方の年齢が39歳以下であること。ただし、夫婦等の双方又はいずれかが、婚姻等を機に（婚姻等前から1年以内を含む。）高経年住宅団地以外から高経年住宅団地へ転居し、かつ、新婚世帯にあっては、次項により算出した世帯の所得が500万円以上であること。

2 世帯の所得の算出方法は、所得（課税）証明書をもとに、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円（婚姻等時における夫婦等の年齢がともに29歳以下である新婚等世帯にあっては、60万円）を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
3 補助にあたっては、令和7年4月1日から令和8年2月27日までの間に行われた支出を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する費用は補助対象外とする。

(1) 貸貸費用について勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、当該手当分

(2) 他の公的制度による家賃補助等の交付を受けた経費

(補助金の交付申請等)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載されているものに限る。）
- (2) 世帯全員の市税（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類
- (3) 入居対象となる住居の売買契約書の写し（住居を購入した場合）
- (4) 入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し（住居を賃借している場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居を賃借している場合）
- (6) 住居の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を支払ったことを証する書類
- (7) 引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合）
- (8) リフォームに係る領収書の写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合）
- (9) リフォーム工事の契約内容が確認できる工事請負契約書又は請書の写し及びリフォ

ーム工事の前後の様子が確認できる写真等（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合）

- (10) 誓約書（様式第3号、様式第3号の2又は様式第3号の3）
- (11) 在留カード又は特別永住者証明書等の在留期間が確認できる書類の写し（外国人住民の場合）
- (12) 母子健康手帳の写し（子育て世帯で出産予定の子どもがいる場合）
- (13) 婚姻等を証明する書類（戸籍謄本や婚姻届受理証明、パートナーシップ宣誓証明書の写し、パートナーシップ宣誓証明カードの写し）（新婚等世帯の場合）
- (14) 世帯の所得がわかる書類（新婚世帯の場合）
- (15) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（新婚等世帯で、当該奨学金の貸与を受けている場合）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号、第2号及び第14号に掲げる書類は、個人情報確認同意書（様式第4号、様式第4号の2又は様式第4号の3）の提出により省略することができる。

（交付決定通知等）

第6条 市長は、前条第一項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定兼額確定通知書（様式第5号）により、速やかに通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 補助対象者は、前条第一項の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関する補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく市長の处分に違反したとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

2 規則第17条第3項の規定による取消しは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 規則第18条第1項の規定による返還の命令は、補助金返還命令書(様式第9号)により通知するものとする。

(報告等)

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して現地調査を行うほか、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度における本事業の実施については、第3条第2号及び第4条第3項中「申請前年度の3月1日から」とあるのは「施行日から」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の名称を「千葉市子育て世帯住替え支援事業補助金交付要綱」から「千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金交付要綱」に改正する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 高経年住宅団地一覧

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)	区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
中央区	東千葉地区	東千葉1丁目の一部	緑区	大木戸台団地	大木戸町の一部
		東千葉2丁目の一部		大椎台団地	大椎町の一部
		東千葉3丁目の一部		越智はなみづき台団地	越智町の一部
花見川区	横戸台団地 こてはし台団地 花見川団地 にれの木台団地 西小中台団地 さつきが丘団地	横戸台	美浜区	高洲1丁目	高洲1丁目
		こてはし台1丁目		海浜ニュータウン(高洲)	高洲2丁目
		こてはし台2丁目の一部			高洲3丁目
		こてはし台3丁目			高洲4丁目
		こてはし台4丁目の一部			高洲1丁目
		こてはし台5丁目			高洲3丁目
		こてはし台6丁目			高洲4丁目
		花見川			高洲5丁目
		朝日ヶ丘2丁目			高洲6丁目
		西小中台			真砂1丁目
稲毛区	柏台地区 千草台団地 あやめ台団地	さつきが丘1丁目の一部			真砂2丁目
		さつきが丘2丁目			真砂3丁目
		柏台			真砂4丁目
若葉区	都賀の台団地 北大宮台団地 若松台団地 大宮台団地 千城台団地 小倉台団地 みつわ台団地	都賀の台1丁目			真砂5丁目
		都賀の台2丁目			磯辺1丁目
		都賀の台3丁目			磯辺2丁目
		都賀の台4丁目の一部			磯辺3丁目
		北大宮台の一部			磯辺4丁目
		若松台1丁目の一部			磯辺5丁目
		若松台2丁目の一部			磯辺6丁目
		若松台3丁目の一部			磯辺7丁目
		大宮台1丁目			磯辺8丁目
		大宮台2丁目			幸町2丁目
千城台団地	千城台東1丁目 千城台東2丁目 千城台東3丁目 千城台東4丁目の一部 千城台西1丁目 千城台西2丁目 千城台西3丁目の一部 千城台南1丁目 千城台南2丁目 千城台南3丁目の一部 千城台南4丁目の一部 千城台北1丁目の一部 千城台北2丁目 千城台北3丁目 ⁰ 千城台北4丁目	大宮台3丁目	幸町東地区 稲毛海岸地区	幸町1丁目5	幸町1丁目7
		大宮台4丁目		幸町1丁目8	幸町1丁目8
		大宮台5丁目		稲毛海岸1丁目	稲毛海岸1丁目
		大宮台6丁目		稲毛海岸2丁目	稲毛海岸2丁目
		大宮台7丁目の一部		稲毛海岸3丁目	稲毛海岸3丁目
		千城台東1丁目		稲毛海岸4丁目	稲毛海岸4丁目
		千城台東2丁目			
		千城台東3丁目			
		千城台東4丁目の一部			
		千城台西1丁目			
小倉台団地	小倉台1丁目 小倉台2丁目 小倉台3丁目 小倉台4丁目 小倉台5丁目 小倉台6丁目の一部 小倉台7丁目	千城台西2丁目			
		千城台西3丁目の一部			
		千城台北1丁目			
		千城台北2丁目			
		千城台北3丁目			
		千城台北4丁目			
みつわ台団地	みつわ台1丁目 みつわ台2丁目 みつわ台3丁目 みつわ台4丁目 ⁰ みつわ台5丁目	小倉台1丁目			
		小倉台2丁目			
		小倉台3丁目			
		小倉台4丁目			
		小倉台5丁目			

(※)「〇〇の一部」と記載されている場合は、該当所在地内の、「ちば・まち・ビジョン(立地適正化計画)」に定義される居住促進区域内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた団地部分のみを対象とする。

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

メールアドレス

千葉市 子育て世帯等住替え支援事業
結婚新生活支援事業 様式第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項

は、事実に相違ありません。

記

1 新婚世帯について

申請者	氏名 (ふりがな)	生年 月日	昭和・平成 年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	該当する方に✓を記入	勤務先からの住宅手当の支給について			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
配偶者	氏名 (ふりがな)	生年 月日	昭和・平成 年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	該当する方に✓を記入	勤務先からの住宅手当の支給について			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
婚姻年月日		年 月 日			
前年度の所得 ※1		世帯の合計 (右記のいずれかに○) 500万円未満・500万円以上			
転居後の住所		(〒 - - -)			
転居前の住所 ※2		(〒 - - -)			

2 補助申請額について

住居費 (購入の場合)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額(A)	円
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで
住居費 (賃貸の場合)	契約締結日又は入居開始可能日※3	年 月 日
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで
	家賃_____円+共益費_____円=(B)	月額 円
	住居手当(C)	月額 円
	実質家賃負担額(D) $=\{(B)-(C)\} \times \text{支払済月数}$	月額 円 × カ月 = 円
		敷金 円
		礼金 円
		仲介手数料 円
		日割家賃(月分) 円
		日割共益費(月分) 円
		小計(E) 円
引越費用	引越を行った日	年 月 日
	費用(F)	円
リフォーム 費用	リフォームを行った日	年 月 日
	費用(G)	円
合計	(A)+(D)+(E)+(F)+(G)	円
補助申請額	合計のうち、30万円(夫婦ともに29歳以下の場合、60万円)を上限に、1000円未満を切り捨てた額を記載してください。	円

注意事項

- ※ 1:課税証明書の「合計所得金額」欄に記載された金額の、夫婦の合計金額で記載してください。
- ※ 2:夫婦の双方又はいずれかが、高経年住宅団地以外から高経年住宅団地に引っ越したことがわかる住所を1つ記入してください。
- ※ 3:契約締結日を原則としますが、入居開始日が別途定められている場合は入居開始日を記載してください。

様式第1号の2(第5条関係)

パートナーシップ

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

メールアドレス

千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1 新婚等世帯について

申請者	氏名	(ふりがな)	生年 月日	昭和・平成 年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	該当する方に✓を記入		勤務先からの住宅手当の支給について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
パートナー	氏名	(ふりがな)	生年 月日	昭和・平成 年 月 日	年齢 (婚姻時)	歳
	該当する方に✓を記入		勤務先からの住宅手当の支給について <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
パートナーシップ 宣誓年月日		年 月 日				
転居後の住所		(〒 - - -)				
転居前の住所※2		(〒 - - -)				

2 補助申請額について

住居費 (購入の場合)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額(A)	円
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで
住居費 (賃貸の場合)	契約締結日又は入居開始可能日※3	年 月 日
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで
	家賃_____円+共益費_____円=(B)	月額 円
	住居手当(C)	月額 円
	実質家賃負担額(D) $=\{(B)-(C)\} \times \text{支払済月数}$	月額 円 × カ月 = 円
		敷金 円
		礼金 円
		仲介手数料 円
		日割家賃(月分) 円
		日割共益費(月分) 円
		小計(E) 円
引越費用	引越を行った日	年 月 日
	費用(F)	円
リフォーム 費用	リフォームを行った日	年 月 日
	費用(G)	円
合計	(A)+(D)+(E)+(F)+(G)	円
補助申請額	合計のうち、30万円(カップルとともに29歳以下の場合、60万円)を上限に、1000円未満を切り捨てた額を記載してください。	円

注意事項

※ 1 :課税証明書の「合計所得金額」欄に記載された金額の、パートナーとの合計金額で記載してください。

※ 2 :双方又はいずれかが、高経年住宅団地以外から高経年住宅団地に引っ越ししたことがわかる住所を1つ記入してください。

※ 3 :契約締結日を原則としますが、入居開始日が別途定められている場合は入居開始日を記載してください。

様式第1号の3(第5条関係)

子育て世帯

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者	氏名	(ふりがな)	転居日	年 月 日
			電話番号	(日中連絡可能な番号を記載して下さい。)
	メールアドレス			
の 転 居 所 後	(〒 一)			
	千葉市			
の 転 居 所 前	(〒 一)			

千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1 子育て世帯について

(※該当する方に✓を記入) 出産予定の子どもについて				<input type="checkbox"/> いる	<input type="checkbox"/> いない
申請者	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	年齢 (申請日時点)	勤務先からの 住宅手当の支給
					※該当する方に✓を記入
ほか世帯構成員	1		昭和・平成・令和 年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2		昭和・平成・令和 年 月 日	歳	
	3		昭和・平成・令和 年 月 日	歳	
4		昭和・平成・令和 年 月 日	歳		
5		昭和・平成・令和 年 月 日	歳		

2 補助申請額について

住居費 (購入の場合)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額(A)	円
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで
住居費 (賃貸の場合)	契約締結日又は入居開始可能日※1	年 月 日
	支払期間	年 月 日から 年 月 日まで
	家賃_____円+共益費_____円=(B)	月額 円
	住居手当(C)	月額 円
	実質家賃負担額(D) = { (B) - (C) } × 支払済月数	月額 円 × カ月 = 円
		敷金 円
		礼金 円
	その他住居費(E) (敷金、礼金、仲介手数料、日割家賃、日割共益費)	仲介手数料 円
		日割家賃(月分) 円
		日割共益費(月分) 円
	小計(E)	円
引越費用	引越を行った日(作業完了日)	年 月 日
	費用(F)	円
リフォーム 費用	リフォームを行った日(作業完了日)	年 月 日
	費用(G)	円
合計(H)	(A)+(D)+(E)+(F)+(G)	円
補助申請額	(H)のうち、30万円を上限に、 1000円未満を切り捨てた額を記載してください。	円

注意事項

※1 契約締結日を原則としますが、入居開始日が別途定められている場合は入居開始日を記載してください。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

給与等の支払者
所在地
名 称
氏 名 印
電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

月	支給額	月	支給額
年 3月	円	9月	円
4月	円	10月	円
5月	円	11月	円
6月	円	12月	円
7月	円	年 1月	円
8月	円	2月	円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担するすべての手当です。
- 2 現住所の家賃に対する住宅手当を各月の支給額欄に記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 4 支給していない月は「0」を記入してください。

誓約書

- 1 私と配偶者は、申請日より2年以上継続して千葉市内の高経年住宅団地に居住する意思を有します。
- 2 私と配偶者は、他の公的制度による家賃補助等の交付を受けた経費を申請していません。
- 3 私と配偶者は、過去に千葉市結婚新生活支援事業、千葉市三世代同居・近居支援事業及び千葉市子育て世帯住替え支援事業、千葉市子育て世帯等住替え支援事業に基づく補助を受けたことがありません。
- 4 私と配偶者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 5 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還いたします。

上記のとおり誓約いたします。

年　　月　　日

住所　千葉市_____

氏名_____（※）

氏名_____（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓約書

- 1 私とパートナーは、申請日より2年以上継続して千葉市内の高経年住宅団地に居住する意思を有します。
- 2 私とパートナーは、他の公的制度による家賃補助等の交付を受けた経費を申請していません。
- 3 私とパートナーは、過去に千葉市結婚新生活支援事業、千葉市三世代同居・近居支援事業及び千葉市子育て世帯住替え支援事業、千葉市子育て世帯等住替え支援事業に基づく補助を受けたことがありません。
- 4 私とパートナーは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 5 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還いたします。

上記のとおり誓約いたします。

年　　月　　日

住所　千葉市_____

氏名_____（※）

氏名_____（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

誓約書

- 1 私と世帯全員は、申請日より2年以上継続して千葉市内の高経年住宅団地に居住する意思を有します。
- 2 私と世帯全員は、他の公的制度による家賃補助等の交付を受けた経費を申請していません。
- 3 私と世帯全員は、過去に千葉市結婚新生活支援事業、千葉市三世代同居・近居支援事業及び千葉市子育て世帯住替え支援事業、千葉市子育て世帯等住替え支援事業に基づく補助を受けたことがありません。
- 4 私と世帯全員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 5 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還いたします。

上記のとおり誓約いたします。

年　　月　　日

住所　千葉市_____

申請者氏名 _____ (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(ほか世帯員の同意欄)

氏名	氏名
氏名	氏名
氏名	氏名

※同意欄は、自筆による署名をお願いします。

(18歳未満の子どもの場合、親権者による代筆でも構いません。)

様式第4号(第5条関係)

新婚世帯

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号

住 所

・申請者 氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

・配偶者 氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

個人情報確認同意書

私は、
〔子育て世帯等住替え支援事業
結婚新生活支援事業〕
補助金の交付申請にあたり、私に関する下記の情報を、

市長が確認することに同意します。

記

- 千葉市内に登録のある住民記録情報のうち、氏名、住所、生年月日、前住所、住民となった年月日、住所を定めた年月日
- 申請年度の市県民税所得証明に記載のある所得金額
注) 申請年の1月1日時点（申請日が1月以降の場合は前年の1月1日時点）で千葉市に住民票がある場合に限る
- 市税（延滞金を含む。）の納税状況（滞納の有無）
- 市営住宅の家賃の支払い状況
注) 千葉市内の市営住宅に居住している場合に限る

様式第4号の2(第5条関係)

パートナーシップ

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号

住 所

・申請者 氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

・パートナー 氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

個人情報確認同意書

私は、子育て世帯等住替え支援事業補助金の交付申請にあたり、私に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

- 千葉市内に登録のある住民記録情報のうち、氏名、住所、生年月日、前住所、住民となった年月日、住所を定めた年月日
- 申請年度の市県民税所得証明に記載のある所得金額
注) 申請年の1月1日時点(申請日が1月以降の場合は前年の1月1日時点)で千葉市に住民票がある場合に限る
- 市税(延滞金を含む。)の納税状況(滞納の有無)
- 市営住宅の家賃の支払い状況
注) 千葉市内の市営住宅に居住している場合に限る

様式第4号の3(第5条関係)

子育て世帯

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号

住 所

・申請者 氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

個人情報確認同意書

私と世帯員は、子育て世帯等住替え支援事業の交付申請にあたり、私と世帯員に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

- 1 千葉市内に登録のある住民記録情報のうち、世帯全員の氏名、住所、生年月日、前住所、住民となった年月日、住所を定めた年月日
- 2 市税（延滞金を含む。）の納税状況（滞納の有無）
- 3 申請年度の市県民税所得証明に記載のある所得金額
注）申請年の1月1日時点（申請日が1月以降の場合は前年の1月1日時点）で千葉市に住民票がある場合に限る
- 4 市営住宅の家賃の支払い状況
注）千葉市内の市営住宅に居住している場合に限る

(申請者ほか世帯員の同意欄)

氏名	氏名
氏名	氏名
氏名	氏名

※同意欄は、自筆による署名をお願いします。

(親権者による代筆でも構いません。)

様式第5号（第6条関係）

千葉市指令 第 号

住 所

氏 名

様

補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金の交付について、次のとおり交付決定及び確定したので、千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 補助金の交付決定額及び交付確定額

金	十万	万	千	百	十	円
			0	0	0	

2 交付の条件

様式第6号（第6条関係）

千葉市指令 第 号

住 所

氏 名

様

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金の交付について、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

（理由）

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所

氏 名

電話番号

補助金交付請求書

年 月 日付け千葉市指令 第 号千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金交付決定兼額確定通知書により確定した補助金について、千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

※金額は右詰めで記入すること。

補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
貯金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他()		
口座番号			
口座名義	アガナ		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

様式第8号（第8条関係）

千葉市達 第 号

住 所

氏 名

様

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

- | | |
|-------------|-----|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 取消後の交付決定額 | 0 円 |
| 3 取消しの理由 | のため |

審査請求等について

- この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号（第9条関係）

千葉市達 第 号

住 所

氏 名

様

補助金返還命令書

年 月 日付け千葉市達 第 号で交付決定の取消しのあった千葉市子育て世帯等住替え支援事業補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、下記により返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

記

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 補助金の既交付額 | 円 |
| 2 返還すべき額 | 円 |
| 3 返還期限 | 年 月 日まで |
| 4 返還方法 | 別紙納入通知書兼領収書による。 |